

じんけん ぶんか まちづくり

一般財団法人とよなが人権文化まちづくり協会

第62号（2019年1月）



もくじ

巻頭コラム「なぜ今、『人権まちづくりセンター』を『人権平和センター』にするのか？」・・・3	
監事のページ「私が取り組んだことから」.....6	
理事のページ「元号って何？」.....14	
楽遊ガイド「『ヤマト』は問われて続けています」.....17	
報告「戦後日本における強制的な不妊手術から現在の出生前診断を考える」.....20	
報告「人の値打ち～たまちゃんとはるちゃん」.....28	
新聞切り抜き帖「赤紙一枚で戦争に繰り出されるような時代はごめんだ」.....32	
豊中地域「人権フェスタ『ひまわり』」.....33	
蛭池地域「年末のコンサートでほっこり！」.....34	
編集後記.....35	

表紙の写真「大逆事件顕彰碑」

「大逆事件」の地・新宮を歩く。◆大逆事件顕彰碑（「志を継ぐ」と刻まれている）◆春日隣保館（中上健治の資料がある）◆新宮市立図書館（大逆事件ブックフェア開催中）◆浮島の森（埋め立て・宅地化により縮小し、甲子園球場の半分くらい）◆西村記念館（工事中で休館）◆新宮城跡（熊野川を一望できる）◆佐藤春夫生誕の碑◆大石誠之助宅跡◆河原家横丁（簡易商店）◆佐藤春夫記念館（こじんまりしているが、展示は充実）◆忠魂碑（顕明が設置に反対）◆浄泉寺（顕明が住職となった）◆神倉神社（538段の積み石階段は難行だが、神体の巨岩は必見）◆南谷墓地（大石、高木、峯尾の墓）。

新宮では大石誠之助、高木顕明、峯尾節堂、成石平四郎と勘三郎の兄弟、崎久保誓一の6人が「大逆事件」に連座したことから、異様な空気に包まれ、「恐懼する町」（恐懼＝おそれかきこまること）となった。2001年に「大逆事件の犠牲者を顕彰する会」が結成され、犠牲者の復権に取り組み、2003年に春日公園に「顕彰碑」を建立。2011年、刑死100年を機に大石誠之助を名誉市民に推挙する請願を出す、市議会で不採択に。しか

し、2018年1月、新宮市は大石を名誉市民にした。

100年余を経ての画期的・歴史的なことで、それを成した市民たちの思いの強さと深さは敬服に値する。過去に回帰の兆しもある時だけに、幾重にも意味のあることだ。なお、碑にはこう刻まれている。

1911年、この熊野の地で、「天皇暗殺を企てた」とする「大逆事件」のために、死刑2名無期懲役4名、都合6名の人々が犠牲になった。
太平洋戦争後、この事件は自由思想弾圧のための国家的陰謀である真相が判明し、かれらはその犠牲者であった。
これらの人々は、必ずしも同じ思想を有していたわけではないが、熊野独特の進取の精神や反骨の気風のなかで、平和・博愛・自由・人権の問題においては、むしろ時代の先覚者であった。こうしたかれらの志は、いま、熊野に生きるわれわれにも当然受け継がれるべきもの、受け継がなければいけないものと確信する。

かの事件とつながる場所を五官で体感すると、身体に何かか沁み込み、それは時間の経過とともに内部発酵していくような気がする。（事務局長：佐佐木寛治）

巻頭コラム

なぜ今、「人権まちづくりセンター」を「人権平和センター」にするのか？

1. 新条例は可決・成立したが…

佐佐木 寛治【事務局長】

豊中市は、「人権平和センターの新設に伴い、同施設の名称、位置、事業等を定めるため、提案するものである」として、現行の「人権まちづくりセンター」条例を廃止し、新たに「人権平和センター条例」を設定する議案を12月議会に提案しました。12月7日の総務常任委員会では、どの委員も平和のとりくみをするについては賛成意見を述べましたが、それによって豊中のセンターの3階部分を占めている児童館が「廃止」されることについて、一部の委員から異論・異議が出されました。採決の結果、賛成多数で可決され、12月19日の本会議で原案どおり可決され、2020年4月1日に施行となりました。

これに先立つ11月3日、豊中・蛍池両センターで「人権まちづくりセンターの機能の見直しにかかる利用者説明会」が行われ、市は両センターを現在のまま維持するのは難しいから、見直して多機能化する、同時に事業部門は民間にやってもらうと説明しました。



児童館と轟木公園（1955年頃）

質問と意見が集中したのは、豊中の児童館がどうなるのかということで、市は一部の機能・事業は残すが、ほとんどはなくなると言いましたが、案内文には児童館がなくなるといった文言はなく、会場に来て初めてそういうことなのかとわかり、出席者から口々に不安・批判の声が出ました。予定時間を超えて2時間近く、質疑が行われましたが、疑問や不安は解消されないうまま終わりました。

「機能を見直す」のであれば、センターの機能の分析と評価をしっかりと行った上で、この部分をこういうふう

に変えますと、資料に基づいて丁寧に説明をし、利用者（市民）の理解を得る作業を積み上げるのは当たり前のことです。その手間暇をかけずに、市の方針を通すためにアリバイ的に説明会を行ったのだとしたらアウトだと思います。

2. 問題のありかを考える

そもそも、なぜ機能を見直すのかということですが、これは市の行財政改革の中で、2011年に人権まちづくりセンターが「特定事業」として位置づけられ、管理運営のあり方を含めた見直しが継続して行われ、結論を出す時期にきているという事情があるからです。同時にその背景には、部落問題をめぐる状況が変わってきたという認識—部落と部落外との格差は是正され、部落差別に起因する実態的差別はみられなくなった—があります。

「同和対策事業特別措置法」の時代に建設され、部落問題の解決に大きな役割を果たしてきた解放会館は、2001年に人権まちづくりセンターとなり、その事業と対象を「部落問題と地区」から「人権と市域」へと広げてきました。その中で隣保館と児童館は存続してきましたが、今般、それらを廃止（現行条例「第4条 センターに次の施設を置く。隣保館 児童館」を削除）し、「平和」事業を含む多機能化をしました。設置目的も変わっています。



解放会館竣工式（1973年）

【現行条例】

第1条 基本的人権尊重の精神に基づき、差別や偏見のない人権尊重に根ざしたまちづくりをすすめ、同和問題の速やかな解決と人権文化の創造に資するため、豊中市に人権まちづくりセンターを設置する。

【新条例】

第1条 基本的人権尊重の精神に基づき、差別や偏見のない人権尊重に根ざしたまちづくりをすすめ、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決を図り、もって平和な社会の実現に寄与するため、豊中市に人権平和センターを設置する。

以上のことから言えることは、隣保館と児童館はその歴史的使命を終えたこと、部落問題を焦点化せずに人権問題の一つとして取り扱うこと、といった考え方が見て取れますが、果たしてそうなのか、それでいいのかということになります。

3. あるべき姿・とるべき道

今、部落問題解決の前に横たわっている壁は、忌避と排除を核とする差別意識であり、これをどう克服し、超えていくのが喫緊の課題になっています。これは、2018年3月に出された「市同和問題解決推進協議会」の答申も指摘している通りです。問題はどのようにするかということですが、有効な取り組みの一つが、部落と部落外の人々が出会い、交流する場をつくることです。隣保館も児童館もかつてのように地区の人だけが利用しているのではなく、市全域に広がっていますから、センターは最適の場所になるはずですが。

またこの間、「同和对策事業特別措置法」の失効を機に、「同和」という言葉が「人権」に置き換えられ、消えていきました。結果、同和行政は終わった、部落差別はなくなった、ささいな問題だ、といった言説が広がりました。先に触れた「答申」は、『『現在もなお部落差別は存在する』』という認識は、豊中市においても当てはまると言わざ



「人権まちづくりセンター」の出発式（2001年）

るを得ない」と明言していますが、ここが問題の出発点になります。

では今、部落差別はどこに・どのようにあるのかということになります。それは一筋縄ではいきません。表に出ない、可視化できない部落差別をとらえる洞察力と想像力をどれだけ持っているかということにかかってきます。センターはそうした力を養い、鍛える場として、情報力・啓発力・相談力を発揮することができるはずですが、だから、「平和」等の機能を付加して見せかけの変化をつくり、結果、解放会館から積み上げてきたものを清算し、その流れを断ち切るのではなく、部落問題の解決という歴史的使命を再定義し、確信を持って「この道」を進むべきだと思います。それが「答申」を誠実に実行していくことであるし、市の責務であることは言うまでもありません。間違っても「店じまい」と受け取られるようなことがあってはなりません。

年間5万人を超える利用者がある豊中の児童館をどうするのか。利用している子どもたちや保護者（市民）にきちんとした説明をしないまま、児童館を廃止しようとする市の姿勢は短兵急と言わざるを得ません。これでは、子どもを追い出して平和事業を行うことになってしまいます。立ち止まって考えるべきだと思います。

監事のページ

私たちが取り組んだことから

青木 康二【監事】

24 年前の私

昨年は、6月の北部地震や9月の台風21号など、自然災害でとんでもない災難を被った年でもありました。そしてまた、「あの日」がやって来ます。私たちは、その日を忘れることができません。1995年1月17日の大震災の恐怖は未だに生々しく記憶に刻まれているのです。

早朝のズドンとあった直後に大きく動いた横揺れの瞬間、私は反射的に起き上がって頭の上の和タンスの上部を押さえていました。私たち夫婦と長女次男の4人は、敷布団を横に2枚敷いて頭をタンス側に並べて川の字で寝ていたのです。しかし、そんな瞬間の支えなどは全く意味をなさず、タンスの上部は寝ていた私たちの布団の足元にひっくり返って落ちてきました。幸い、寝ていた方向がタンスと直角であったことと冬用の掛け布団であったことが命拾いにつながりました。襖を挟んだ隣室では、寝ていた義母の頭近くまでアップライトが滑って来ていました。玄関横の長男の部屋を覗くと、足元の書棚が倒れ込んで布団上に本と引き戸のガラスが飛び散った状態で呻いてました。玄関は靴箱等が倒れて散乱状態で、ドアも歪みがあってなかなか

開かない状態。居間の食器棚等は倒れこそはしなかったものの、衝撃の反動で大半の食器がぶっ飛んで壊れたガラスや陶器で足の踏み場もない状態でした。窓側のテレビも台座から落ちていましたし、天井近くに積んでいた全ての物はぶっ飛ばされて我が家全体は惨状そのものでしたが、ただただ恐怖の中、家族全員が無事であって本当に何よりだったと噛み締め合ったことを思い出します。そして、続く余震に怯えながら、私は勤務地に休みの連絡を入れ（勤務地がどんな状況になっているのか、同僚や教え子の安否等には気が向かず）、そのまま家の中の片付けでこの日を過ごしたのでした。7階ベランダから他所の状況はどうか見渡し、玄関先の通路からは住居全体の損



北部地震による被害（資料室）

壊状況を掴もうとはしましたが、とりあえず我が家の片付けをすることが第一のすべきことだと思っていました。

当時を振り返れば、建物の損壊状態や家財等の被害状態の大きさだけに気を奪われていて、同僚や両隣同士居住者全体の安否などについては全く気がまわらなかった自分を思い出します。その後、神戸までは足を延ばさなかったものの、市内だけでなく宝塚や伊丹など同僚の倒壊した家屋の後片付けに方々出向き、被災した仲間の支援活動に奔走しましたが、足元である居住地や地域全体にかかわる具体の活動を意識することはありませんでした。言うならば、「被災」という社会的な事実を個人のレベルで抱える事柄として捉えていたのだと思います。その一方で、民族学校が避難所として開放され被災市民同士の当たり前のサポート交流などの報道があると、「障害」者はどのように置き去りにされているのだろうかとか、一喜一憂しながら新聞やTV報道に釘付けになっていたナサケナイ自分を思い起こします。足元の自分の居住地に我が子のような「障害」児・



台風 21 号で第 1 小集会室の窓ガラスが破損

者や車椅子当事者が複数人おられることを知っていたし、我が義母のように身動きが思うようにとれない多くの高齢者が生活されていることも知っていました。にもかかわらず、そんな実情と自分とをつなげる支援活動だなんて思いもいたりませんでした。

2011 年 3 月 11 日と 2016 年 4 月 14 日・16 日の大惨事が

しかし、2011 年 3 月 11 日に大惨事を引き起こした東日本大震災や 2016 年 4 月の熊本地震を TV や新聞で経験していく中で、被災者への避難所の開設運用課題や隣近所の安否確認の大事さを少しずつ意識するようになって来ました。そのきっかけをつくってくれたのは、校区での避難所開設訓練でした。それまでも校区の防災訓練にも自治会の一員として参加はしてきていました。

ただ、そこでの学習は、市消防署支部の協力のもとで応急的な担架のつくり方やロープ紐の結び方、倒壊している家屋の中からの人命の救出方法や防火訓練等で、具体の自主防災組織としては防災食の試食が中心でした（私の感想で詳細に熟知せずすいません）。その意味では、毎年の単なる地域イベントへの参加意識でかかわっていたように思います。その意識が少しずつ違ってくるようになったのは、校区全体での避難所開設訓練が 2016 年度から実施されるようになったことからでした。

背景にあったのは、やはり東日本大震災や熊本地震の惨状の中で、死傷者の多くが高齢者や「障害」者に集中したことがあるのではないかと思います。また、倒壊等で家屋を失った被災者、生命の危険から居住禁止指定地区となって移住せざるを得なくなった被災者やライフラインを遮断された被災者等が短期長期にわたり集団で避難所生活せざるを得なくなり、そこから見えてきたともに生活する上での難しい課題があったからだと思います。

高齢者、「障害」者、乳幼児、女性、性的少数者、外国籍の人たち、ペット、トイレ、プライバシーの保護・・・等、数え切れないほどの集約しきれない課題が集中していました。とりわけ、避難所を利用する多くの被災者の動きや意見を集約し全体の方向を提示しまとめあげるリーダー群の存在が避難所維持にかかわって問われていました。

私自身でいえば、2017年度に自治会会長に選出されたことがきっかけとなって、防災への具体の活動に関わるようになりました。訓練に先立って校区では、自治会長も参加する自主防災研修会が何回か設定されていました。そこでは、豊中市危機管理課の応援もいただきながら、前もっての防災意識の向上や家庭でもできる対応策の学習、校区福祉委員会を中心とした地域ぐるみの安否確認図面訓練、避難所開設にかかわる配慮事項などを学習しました。豊中市では、2013年の国の指針に基づいて「防災・福祉ささえあいづくり推進事業」が進められているこ



台風による倒木（轟木公園）

とも知りました。自力避難の難しい高齢者・「障害」者（市に個人登録した人）の安否確認と避難所への避難誘導を目的として、人とのつながりを大事にした地域や自治会ごとの対応を求めたものでした。市全体では1万人近い登録対象者がいるとのことですが、登録をしなかった要支援対象者も1万人近くあるとのことでした。それでは登録をした人には何らかの安否対応等をするが、そうではない人には対応しないということになります。実際にはそういう訳にはいかないですから、行政との関係ではそうであったとしても、問われるのは、居住地での日常的な向こう3軒両隣りの関係がどのようにつづられているのかということだと思いました。

私が住まいにしているのは9階建て147世帯の集合住宅です。担当者からは安否確認登録者は数が限られていると聞きました。実際にはその何倍もの支援すべき生活者がおられるとも聞きます。2017年11月の避難所開設訓練に参加したときは、自治会として10月の消防訓練の実施（50名／147世



轟木公園

帯中の参加)を絡めて避難所開設訓練に向けての自治会ニュースの頻繁発行に取り組んでいました。その甲斐もあってか、子どもたちを含めた30名半ばの居住者が訓練に参加しました。民生委員が登録者への安否確認を済ませた後、避難所予定の校区小学校へ歩いて集合しました。開設された避難所には、各自治会から次々と集まってきて総勢350名の参加者だったと思います。到着した各自治会からは避難所開設要員が出て体育館の避難所開設準備に入りました。

準備完了までの間は、自治会から模擬要支援者をつくって派遣していた風邪等の罹患者隔離室や傷病者室、乳児、車椅子対応者等の待機室見学をし、その足で避難所に丁目ごとのまとまりで入り待機しました。自主防災会から全体での訓練の意義等の話があった後、いくつかの丁目ごとにまとまって、避難対応の留意点、避難の前に取り組まなければならない必須事項を交流しました。実際に若いご夫婦で避難リュックを背負って訓練に参加した方もあって、その中身を見せていただく

こともできました。最後は市危機管理課と自主防災会事務局からの総括的な話を伺うという半日活動でした。そんな何回かの自主防災活動に自治会の立場から寄せてもらいながら、避難所開設訓練リーダーが参加者に全体指示する言葉や走り回られる動きを勉強させてもらっていました。

それは、「もしもの場合！」にそのリーダーたちが必ず私たちのそばにいるとは限らないからだと思ったからでした。その時には、参加して学習した誰かが、訓練で見せてくれたリーダーの替わりを果たさなければならないのだと思っていました。その後、自治会として「防災市民講座」に参加し、市消防局にお出でいただいて市の出前講座「高齢者予防救急講座」等にも取り組みました。

ところが、災難は忘れた頃にやってくるといわんばかりに昨年6月18日朝8時前、突如の大揺れに出くわしてしまったのでした。直後の私たち夫婦は朝食時で、私はコーヒーを飲もうとしているところでした。慌ててカップを落とし食器棚を押さえて妻を見やると、震えてキッチンにしがみついていた。次男は、ちょうど洗顔中だったようで洗面台から廊下に飛び出て壁に両手を突いて立ち尽くしていました。「〇〇(次男)、こっちへ来てテーブルの下に潜れ！」と声かけするも、彼は恐怖と緊張でその場を動くことができませんでした。阪神・淡路ほどではありませんでした。家具や食器が飛び散った状態は同様でしたが、幸い

にも家族3人とも無事でした。余震も収まったかなと判断した5分後に、後片付けはさておいて私たち家族は、玄関から外に飛び出しました。その時の私たち集合住宅のリーダーや居住者がどんな対応をしたのか、下記にまとめてみました。あの日から半年以上も経過したのですが、様々な場でそれぞれの震災の状況や怖さの話を聞くことはあっても、自治会やまちぐるみの災害

対応の具体の話を聞くことはありませんでした。下記の内容は、私の所属する自治会（今年度は会長ではありませんが）が校区全体の自主防災会へ発信する立場でまとめた簡単な記録です。たいした行動ではありませんが、少しでも多くの方々に参考になればと思い、今回の協会ニュースを利用していただくことにしました。

北大阪地震（2018年6月18日7時58分）M6.1 豊中M5

①発生直後各階の互いに行く安否確認の大事さ

各階安否確認⇒「とりあえず家の中の片付けを止めて」、「玄関ドアを開けたまま」、「〇〇駐車場（豊中市指定第1次避難場所）に集合しましょう！」の呼びかけを行う（エレベーター停止⇒使用不可）。各階とも理事（管理組合）や役員（自治会）のみならず、居住者による安否確認（各戸ドアを叩き反応を確かめる）に走り回る姿があった。

そして、互いに声を掛け合いながら駐車場に集合する。最初の段階では、居住者によっては各階通路から状況を観察しながら様子を伺う光景も見られたが、全体の動きの中でほとんどの居住者が駐車場に集まる。

②第1次避難所（駐車場）に集合して（居住者全体の安否確認（8時20分ころ）混乱時に居住者が（誰かが）提起した行動を、その方向で一つになることの大事さ

各階の互いによる必死の声かけの結果だろう、想像以上の速さで駐車場を囲む形で各々が避難することができた。しかしそれは、まとまりのない単に避難しただけの状態と言えた。そこに居住者の中から「各階ごと並んで確認したほうがよい」「集会室を正面にすればいい」等の提起があり、管理組合理事なり自治会役員が中心となって各階ごとの居住者確認を行うことにした。（追記：同時に全体的行動の指揮者が必要の中、押されて前年度自治会長の青木が集合住宅集会室屋根に登って立ち、居住者に声をかけることにした）

（市指定の1次避難所として私たちの集合住宅駐車場が割り当てられているのだが、その該当範囲は近隣の自治会・居住者も対象であったが、一人の避難者もなかった ⇒ 広報不足か）
以下に気づいたことを書き留める。

●集合住宅に車椅子の配備がないことが判明 地震発生時に室内で足を捻挫された高齢者の方1名がおられ、（即使用不可のため上階より階段で家族とともに降りるしかなかった）駐車中の車に凭れかかっておられたので、避難者に集会室よりパイプ椅子の持ちだしを要請する。咄嗟の判断だったが、多くの居住者が集会室に走り協力。結果、待機時間想定がむづかしい中で、全体的に高齢者の方が多い避難実情に、立ったままではなく身体を休めることのできる手段が

必要だということを知った。たまたま私たちの集合住宅には集会室があり数多くの持ちだし椅子があったことが幸いだった。避難時の重要な配慮事項であることを痛感した。車椅子配備も同様。

●緊急対応時には若い方の力（存在）の大きさを痛感 各階安否確認の中で、「豊中市防災・福祉さえあい推進事業」に基づく安否確認（豊中市に登録した人が対象）も民生担当者から「確認終了」の報告を受ける。その一方で、上階に車椅子利用者が残されたままになっていることが判明。「若い人中心に」と要請すると、多くの男女が階段を駆け上がろうとし、「みんなが上がると逆に混雑する」と何人かの若い人たちをストップせざるを得ないほどの素早い行動だった。お陰で上階から当事者2名を抱え降ろすことができた。その動きは、厳しい思いで寄り集まっている避難者全体の気持ちを大きく癒し元気づけたような気がした。

●状況の確認に居住者同士が動き、全体に伝える（分かり合う）ことの重要性

電話が不通となる中、避難所開所の有無と学校稼働の確認を居住者に確認依頼する。「避難所は開設（□□小・△△中）で数名の避難者あり、小中とも休校、登校している子どもは保護者引き取りで下校」等の報告あり、その内容を全体に伝える。M5 以上の場合にさま休校措置に入ることが保護者へは事前に予告されていたとか。集合住宅周辺の災害状態の確認は、管理人サイドで確認し「異常なし」の報告あり。

●「避難（命を守る）が何よりも第一」として行動を考える大事さ

避難者の中に「水道の水が出しっぱなしではないか」と不安感を申告された居住者あり、急ぎ上階の号室へ出向き安全を確認したが（当然ドアは開けてあったので）、後で振り返れば、そのような申し出やご自身の気づきがあったとしても避難所から上階へ走ることは、余震との関係で如何だったのかと振り返る。

●一人で抱えず、互いに気持ちを共有し合い、みんなで抱え合うことで薄らぐ恐怖感

駐車場に集まる避難者全体の雰囲気は、居住室内で孤立して恐怖に慄くのではなく、実感したその恐怖を集まった周囲に伝えたり、吐き出しあったりする中で、気持ちが和らぐ感じになっていったように思う。みんなで抱え合うことの大きさを痛感。（当日、居室で一人恐怖に慄き膝を抱えて余震の来るのを耐え忍んでいた居住者がいたことを知る ⇒ ドア叩きがなかった？）

●指示・要請のむつかしさと、日ごろからの「避難袋」の準備の大事さ

「□□小学校への避難はしませんか？」と居住者よりあり、「私たち集合住宅としてはその判断をしていません」と応えた（その居住者は全体で一人、避難袋（ナップサック）を準備されていた）のだが。これまでのハイマート独自消防訓練や野畑地区全体の避難所開設訓練に参加したことがなかった居住者も、今回の「避難体験」で若干の防災意識が培われたのではないかと思えた。

③ 9時00分、地震後1時間経って避難所開設解除

- ・とりあえず閉鎖するが、同様の事態が発生すれば、再びこの場にドアを開けたまま避難集合することと、避難袋の準備（今回でいえば、貴重品や絶対に必要な物を）を要請
- ・家の中の片付けに関わって諸注意（玄関開けて、部屋には靴・スリッパ等着用、ガス・水の点検、軍手着用、陶器・ガラス類の後片付けは一括してゴミステーションへ運ぶこと等）伝達
- ・今後のこともある中、減災に向けて家具にはストッパーや滑り止め取り付けの大事さも伝える

(家庭で出来る防災対応では一番にしなければならない対策！)

- ・居住家の点検や後片付け等で報告しなければならないことがあれば、1階ロビー机上に報告用紙を準備するので、そこに必要あれば記入することを要請したが、記載はなし(後片付け等で余裕はなかったのかもしれない。後日、理事会からの全居住者調査あり)
- ・集会室を終日開放を確認(24H照灯(常夜灯))する。結局、1週間の開放となった。居住者からは、電気が常に灯いており「いざ」という時のために安心して眠れたとの声も頂戴する。

④避難解除後の動きの中で(課題)

・集会室を災害対応としてフル活用することの大事さ

集会室には、上階へ帰れない居住者や不安感を抱く居住者に移動していただく(持ちだした椅子を元に戻す)。臨時休校となった子どもたちへの対応として(〇〇子ども会としてはっきりした動きではなかったようだが一部子ども会担当者が動き)ブルーシートを敷いて終日過ごし場を設定される。茶菓子の準備もされ、移動した居住者にとっても、子どもたちと共に時間をやり過ごすことができ癒されたとのことだった。終日、後片付けもある中、長い時間帯への親対応のしんどさは大変なものだったと思われる。その後の大雨警報発令時に学校が休校となった暗も集会室が開放され、子どもたちが終日過ごすことができたと聞く)

・突然のゴミの集積の仕方(出し方)の整理の必要

突然の危険ゴミ(破損したガラスや陶器類)の搬出先をゴミステーションとしたが、翌日が可燃ごみ収集であったこととの調整伝達ができず、その後にステーション内のゴミ置きの整理(可燃ゴミと震災ゴミとの区別)をせざるを得なかった。ガスの緊急停止その解除に向けてのバタバタもあり、結果として、今後の想定時の大きな学習の機会となる。各戸のガスメーターに解除方法について記載ペーパーあり。

①すべてのガス機器を止める。屋外も同様。復帰ボタンのキャップを左に回して外す。③復帰ボタンをしっかりと奥まで押し込み、ゆっくり手を離す。赤ランプが点灯した後、また点滅は始まる。④ガスを使わず3分待つ。点滅が消えたら完全復帰となる。最後にキャップを元にもどす。

・地区全体の災害・避難状況が開設された避難所に、情報が届かない場合は全体把握ができず、地区全体への具体の救援支援体制がとれないことが考えられる。

□□小8時過ぎに開設された「避難所」へ自治会として避難状況を伝達することを失念(たまたま居住者の機転で状況連絡済みだったが)。

・後日、理事会对応として車椅子の配備と集会室和式トイレを洋式トイレに改良した(車椅子利用には狭すぎて不可だが)。しかし、各地1次避難所や避難所が開設される学校体育館にも多目的トイレはない。常設されなければ、トイレを使用できない多くの被災者の抱える課題が解消されない。

・今回のような非常事態時の安否確認を組織的にどのように進めていくのか、各階理事や自治会役員リーダーとして日頃からの防災意識を高めていく自覚が必要なのかもしれない。

終わりに

2018年10月28日、第3回目になる地区避難所開設訓練が行われました。自治会からは、参加者が大幅に減って半減したのですが、その原因として居住者全体の参加意識の希薄化ではなく、役員会としての自治会情宣活動の弱さが大きく影響したと総括しました。本年度の役員は訓練時の内容に必死に食らいつき防災意識の大事さを痛感していました。ただ、私たちの集団住宅は役員が一年ごとの輪番制で継続した取り組みがづくりにくい面があります。自治会内に、役員会とは別立てのそれこそ自主防災組織の結成を検討しなければならないのではないかと考えたりしています。当然、それは日々の広範な自治会活動と重ね合わせながらつくっていかなければならないものだと思っています。こども会の活動にも寄り添っていかなければならないし、地区全体の公民分館活動（私は30年近くかかわってきました）や福祉委員会の活動とも積極的に協働していかなければなりません。まさに隣近所の関係を深めていくことが、「いざ!」という場合の底力につながるのだと思います。

そういう取り組みが煩わしくて嫌だとなれば、それこそ「被災」を個人で抱え込んで対応するしかありませんし、高齢者や「障害」者、性的少数者、外国籍の人たちとの多文化共生の社会はつくることができません。たとえ小さな集合住宅社会であったとしても、

そのことが問われます。

私たちの自治会では、毎月1回の「であいふれあいサロン」という呼び名で、居住者の交流を図る取り組みをしまして3年が経ちます。参加者の多くは高齢者ですが、簡単な頭と身体の体操で汗をかいたあと、お茶を飲むという楽しいひと時を過ごしています。もっと多くの参加を取り込むことが私たちの目的となっています。

本年度の避難所開設訓練には、地域内で活動されている二つの「障害」者団体にも個人的に声をかけました。二つの団体とも夏祭りや体育祭、文化祭にも参加されていて地域全体とも顔なじみです。自主防災事務局も両団体も互いにOKで参加することになったのですが、訓練当日に別の予定が入っていることがわかり、参加を見送ったそうです。

来年度は必ず、ともに活動ができたらと思っています。参加することで地域としての課題が必ず見えてくるはずですが、また、校区に住む外国籍の人たちへの呼びかけも課題ではないかと思っています。そのように書きまとめていた1月3日18時10分頃、またもや熊本で震度6弱の地震がありました。3年前のような惨状につながらないことを願わざるを得ません。そして24年目の1月17日がもうすぐやってきます。

理事のページ

元号って何？

桑高 喜秋【理事】

今年の年賀状には敢えて「平成 31 年元旦」と書き込んだ。平成の終わりにあたって、元号とは何かについて考える良い機会だと思ったからである。

降る雪や明治は遠くなりにはけり

これは 1931 年（昭和 6 年）に発表された俳人・中村草田男の有名な句である。時代の流れに置いてきぼりを食った寂しさを自虐的に詠んだ句でもあり、また、その流れに逆らって生きようとする反骨精神を詠んだとも受け止められる句である。大正デモクラシー、昭和メロディーなどの言葉があるように、元号は同時代を生きる日本人にとってはそれぞれの人生におけるひとつの区切りとして意味を持つものではある。

しかしその反面、西暦表示に比べて実に不便な代物でもある。僕の母親は大正 12 年生まれだけれど、はて今年は何歳になるのかと考えると、すぐにはわからない。そもそも大正 12 年が西暦何年なのかがわからない。大正 15 年が昭和元年で、昭和 64 年が平成元年だから、え〜と、つまり…結局は

大正 12 年から指を折って数えなければ出てこない。へたをすると自分の齢さえ間違ったりするから厄介である。

広辞苑を引くと、元号とは「その天皇在位の象徴としてつける年号」とある。江戸時代まではその天皇の在位中に飢饉や大きな災害があると厄払いの意味で元号を改めたりした。ころころ変わったので庶民にはすこぶる不評で、みんな元号ではなく、干支かんしを使った。「丙午ひのえうま」とかいうあれである。これは 60 年で一巡するので 60 歳を「還暦」という。

「天皇一代に元号ひとつ」と決められたのは昭和 54 年に制定された元号法によってである。この法律が国会



に提案されたとき、元号廃止を求める運動が、部落解放同盟や労働組合、リベラルな知識人を中心に全国で巻き起こった。当時、僕は豊中市役所の市民課で住民票や印鑑証明などを交付する仕事をしていて、役所の公式書類はすべて元号を使っていた。ところが、外国人の生年月日だけは西暦表示で、たとえば、日常生活で国籍を隠して暮らしている在日韓国人が印鑑証明を求めた場合、日本名（通称）は認めても生年月日の「昭和」表記は認めなかった。国籍は記されなかったが、生年月日を西暦で記すことが外国籍であることの証明になったのである。その人の落胆した顔を見ながら、なんとも後味の悪い思いをしたのを覚えている。

当時、僕は元号表記は当たり前だと思っていたのだが、実は敗戦でGHQが元号廃止を命令したらしい。しかし日本政府や官僚は「慣例」や「慣習」を盾にそのまま元号を使っていたというのを最近知った。政府が元号法を強引に成立させた背景には、そうしたアメリカの占領体制から脱却（独立）して、天皇の復権を図ろうとしたのではないかと思うのである。

いったい元号はいつごろから使われているのか。日本史の授業では645年の「大化」からだと言われたが、720年に編まれた『日本書紀』にはこの年号は出てこない、文献上確かなのは大宝律令が公布された「大宝」（701年）からだという。

文献といえば、いま僕の手元に『日

出処の天子』は誰か』（ミネルヴァ書房）という本がある。日本の古代史を扱った本だが、中国・朝鮮の文献に照らして、これまで僕らが習ってきた歴史を根底からひっくり返してくれる。

日出づるところの天子、書を、
日没するところの天子にいたす、
つつがなきや

これは、607年に倭国の王が隋の皇帝に送った国書の一節である。倭国王は自らを「天子」と名乗り、しかも日の出の国として、相手を日の沈む国と呼んでいる。つまり、隋と対等、いやそれ以上の存在として主張したわけで、隋の皇帝が怒らないわけはなかった。この手紙を書いた阿每多利思北狐^{あまのたりにしほこ}という名の王は、日本史では聖徳太子だとされているが、九州にあった倭国の王で、聖徳太子ではなかったというのである。実際、古事記にも日本書紀にも聖徳太子が隋に使者を送ったという記述はないのである。

それどころか、中国の歴史書では、「倭国と日本国は別物であって昔から中国と交流のあったのは日本国ではなく倭国だった」と書かれているのだそうであ



る。ここでいう日本国とは大和王朝のことである。

日本全土を巻き込んだ戦乱ののち大和王朝が日本国を樹立した。このとき編まれた日本書紀は、制圧した国々の歴史を抹殺し、その歴史と業績を大和王朝のものであるかのように書き換えてしまった。もちろんあの卑弥呼までも大和王朝につながる人物に仕立て上げたのである。森友学園や自衛隊の海外派遣部隊の公文書改ざん、民間企業の検査データ書き換えなど及びもつかない恐るべき改ざんが日本の国の成り立ち当初から行われたことになる。

元号の話に戻そう。この本によると、日本ではじめて元号を用いたのは大和王朝ではなく、倭王朝だったという。「大宝」からさかのぼること約200年、517年のこととされている。

そもそも元号は中国の皇帝が自分の統治を権力が及ぶすべてに周知するための宣言として制定したもので、属国の王が元号を用いることは絶対に許さなかった。だから、卑弥呼の時代百余国あった日本のどの王も元号を使えなかったのだが、中国の内乱でその影響力が衰えたこのとき、倭国は元号を宣言したということらしい。その後、朝鮮半島にあった倭国の領土が唐に滅ぼされて元号を取り上げられたという。

このように、元号は一国の独立を世界に宣言する意味があった。前述した元号法制定の背景には、表立っては言えない「占領体制からの独立」の思い

が込められていたと考えられる。しかし、それが戦前の帝国主義への回帰を企図する勢力によって主導されたことを忘れることはできない。

アメリカの占領体制から脱却するために、なぜ彼らは元号に固執したのか？そこが問題である。元号が天皇統治の象徴であることを考えれば、「天皇は一切の政治に関与しない」（天皇は日本国の統治者ではない）とした現在の日本国憲法を改めて、「天皇統治」を回復しようという狙いが透けて見えてくるのである。

昭和天皇は別として、平成天皇についていえば、天皇個人・皇后個人として僕は立派だと思う。火炎瓶を投げつけられても沖縄訪問をつづけ、災害があれば必ず慰問に行く。それを「公務」と位置付けて老骨に鞭打つその姿勢は立派だと思う。しかしながら、身分差別構造の頂点にある天皇は「差別の象徴」であることに変わりはない。いや、僕は天皇自身がある意味で差別されていると思う。なるほど生活はすこぶる裕福である。周りからもこの上なく大事にされている。しかし、彼の人権はどうなっているか？

彼には職業選択の自由も、思想・信条の自由も保障されていない。選挙権もなければ、苗字をもつことすら認められていない。プライバシーだって侵害されているように見える。要するに、人間として認められてはいないのである。これこそ差別ではないのか。万世一系かどうか知らないが、王政復古を唱えるよりも、天皇を差別のくびきか

ら解放することの方が重要ではないかと思う。

では、西暦とは何か？ キリスト誕生を紀元とする年号である。イスラム教徒はこれを嫌ってイスラム暦を使うのだそうだ。キリスト教徒でもない僕が西暦表示を主張するのは信条に合わ

ないかもしれないが、宗教や民族の独自性を主張し合っている世界平和も世界貿易も成り立たない。ここは世界の趨勢に従って西暦を使うのが良いと思う。

国際協調を説いて世界を飛び回っている安倍さん、そうは思いまへんか？

楽遊ガイド

「ヤマト」は問われ続けています。「オキナワ」の現実を直視、考え、行動を…

石原 敏【評議員】

沖縄・辺野古への、政府の仕打ちは、パワハラ極まれり、です。

兄弟都市（沖縄市）に、沖縄県に、豊中市、市議会はもちろん、わたしたちも、連帯のエールを送りましょうよ。

沖縄の地を踏んだことのない私ですが、美ら海に、土砂が流し込まれる画面に、怒りと哀しみが続いています。

堺市議会では「国と沖縄県との誠実な対話を求める意見書」が決議（12月20日）。そしてタレント、ローラさんの「美しい沖縄の埋め立て工事をみんなの声が集まれば止めることができるかもしれないの。来年2月の県民投票までとめてほしい」とのネット署名の呼びかけが、10万筆を超え、ホワイトハウスが回答する、とのニュースを目、耳にしました。

東京都小金井市議会も、工事中止を

求める意見書を可決しています（12月6日）。

同時に、辺野古通いを続けているIさんが、12月20日に帰豊し、最新の現地の様子を知りました。「琉球セメントへの要請行動は門前払い、電話にも出なかった。これからの闘いは、ゲート前と琉球セメント前になります。県民投票時にはまた行きますよ。これからです！」と。

沖縄県議会は、12月20日、「土砂投入中止を求める意見書」を、賛成多数で可決し、「工事強行は地方自治を否定し、住民自治を破壊する暴挙で、断じて認められない」と、辺野古移設の断念と普天間飛行場の即時閉鎖・撤去を、安倍首相、岩屋防衛相に求めま

した。(自民・反対、公明、維新・退席)。
堺市議会では、維新は賛成しています。

県民投票といわずとも、何度もの知事選で、県民の選択は決まっているにもかかわらず、権力を嵩に着た、パワーハラメントの繰り返し。日本の、しずめ石として、沖縄の戦後は終わることなく続いています。私たちも問われています。応えなければなりません。

これだけのパワーハラ！警察は向かい方が逆です。検察、そして、裁判所は、

パワーハラを裁いてこそ、三権分立、民主主義の原則です。

ゴーン氏にあれだけのことがやれるのですから。市役所前にある、二体のシーサーは、1992年、第2庁舎竣工時、「友好のシーサー」として、沖縄市から贈呈されたものです。

夏は豊中まつり、冬は沖縄市産業祭、と交流を続けている、豊中市、市議会、議員、そして、市民の対応は、沖縄市と「兄弟都市」の歴史を積み上げてきたんだから、エールを送っていること

を期待して、12月20日、市議会と魅力創造課(「兄弟都市」の担当課・504)を訪ねましたが、な～んもなし…とのこと。驚きました。

道筋を作った竹内市長、調印した下村市長は「今こそ兄弟都市の絆を見せる時ではないか…」と嘆いているのではないのでしょうか。

コザ市と美里村が合併し、沖縄市となった、沖縄市誕生市民祭典の場で調印。

議員提出議案第32号

国と沖縄県との誠実な対話を求める意見書

本年9月30日に行われた沖縄県知事選挙において、大きな争点の一つとなった沖縄県・辺野古沖における米軍海兵隊新基地建設について、沖縄県民は民意を示した。

8月31日に沖縄県が埋め立て承認を撤回したことで中止されていた建設工事は、政府が行政不服審査法を利用して承認撤回の効力を失わせる決定を行ったことで、埋め立て工事は再開され、辺野古沖への土砂投入が行われている。

こうした中、住民理解が乏しい上での土砂投入工事実施が、今後、国と地方自治体との間で起こる様々な問題を処理する上での、悲しき前例となるのではないかと、一地方議会として深く憂慮している。

これらを踏まえ日本政府は、現在行われている集中協議に期限を設けず、住民理解をより一層進める対応を進め、国と沖縄県、地元市町村との誠実な協議を通じた、事態の打開策を見出すことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月20日

堺市議会

内閣総理大臣	各宛
総務大臣	
国土交通大臣	
防衛大臣	
沖縄基地負担軽減担当大臣	
内閣府特命担当大臣 (沖縄及び北方対策)	

堺市ホームページ→堺市議会→会議情報→可決された意見書・決議

石川真生写真展
辺野古の人々
 海上ヘリ基地に揺れる町
 1996.11~1998.2



OKINAWA
 1998年8月24日(月)~8月28日(金)
 9:00~17:00 **無料**
 豊中市役所第2庁舎1Fロビー

主催(問合せ)/豊中市職員組合 06-7777-1111 後援/豊中市

「姉妹都市」でないのは、沖縄の「いちやりばちよーでえ（出会えば皆、兄弟）」に由来しているとのこと。

兄弟都市宣言

「豊中市と沖縄市の友好は昭和39年（1964年）沖縄市（コザ市）が第2次世界大戦の戦没者遺族（豊中に多くの方がおられた）のために、豊中市に霊石と仏桑華ハイビスカスを送ったことにはじまる。以来、両市は都市問題、教育文化の交流を重ね相互の理解と信頼を深めてきた。この歴史的背景のもとに、更に両市の友好と市民相互の交流を深め、市民福祉と平和を祈念してここに兄弟都市であることを宣言する。

昭和49年（1974年）11月3日。
 豊中市長、下村輝雄、沖縄市長、町田崇徳」

兄弟都市へのいきさつ（竹内義治著『激動の地方自治』ある市長の戦後史・豊中市政 激動の半世紀、1986年4月10日発行、生活環境問題研究所）

1964年10月、府の道路協会の調査団の一員として沖縄を訪問した時、コザ市の大山朝常市長と面識を得、懇談の中で、「沖縄は米軍の軍政下にあるので、本土とは行政的にも切り離されていて、事情がわかりにくい。職員も積極性を失いがちである。なんとか、先進地を視察させ、勉強させようと思うが、軍政府は『台湾、フィリピン、ハワイへ行け』というので困っている」、という話をされた。そこで「豊中市へよこしてください。本土の制度などを学んでおけば、必ず役に立つときがありますよ」「それはありがたい。ぜひやりましょう」と実を結んだのです。そして、交流が続きます。

1971年2月、コザ市の「沖縄 こども国」へ豊中市民から贈った「少年の像」の序幕式に出席します。そこでも沖縄の戦争の傷跡の深さを痛感します。6月17日、沖縄返還協定が調印されます。

「ヤマト」は問われ続けてています。豊中市も、市長も、議員も、組合も、そして、市民も…。

- ・土砂投入をすぐやめてください。
 - ・県民投票まで待ってください。
 - ・県民投票の結果に従ってください。
 - ・地方自治をつぶさないでください。
 - ・普天間飛行場も閉鎖してください。
- などなど、豊中市に、要求、要請、請願…を。

報告

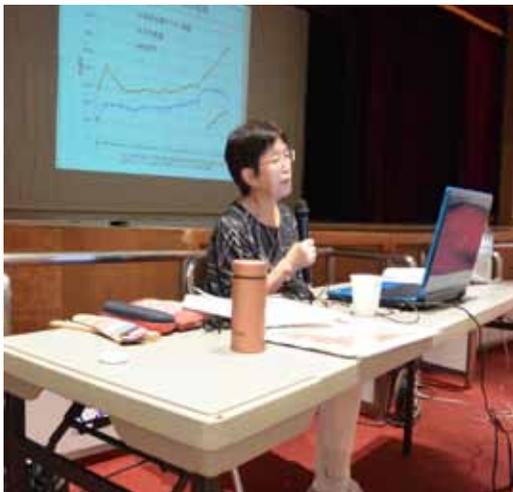
「戦後日本における強制的な不妊手術から現在の出生前診断を考える」

10月10日におこなわれた「人権文化のまちづくり講座」は、立命館大学客員教員で、「不妊手術に対する謝罪を求める会」代表の利光恵子さんにお越しいただきました。優生思想のもとでおこなわれた強制的な不妊手術についての概要や、実際に行われた不妊手術の事例そして、今なお「出生前診断」が行われていることが何を意味しているのかについてお話いただきました。【文責：森山輝子】

優生思想とは

優生思想（優生学）というのは、生まれながらにして「優秀な人」と「劣った人」がいることを前提に、「優秀な人」をより多く出産し、「劣った人」はできる限り生まれてこないようにして、人間の集団を改良しようという考え方です。

「優生思想」のキモは、「人間の生命に格付けをすること」です。生きるに値する命と、生きるに値しない命を切



り分ける。そこに線引きをする。それに基づいて、人々の生命をコントロールしていくことだといえると思います。

日本では「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」ことを目的に掲げた優生保護法のもとで、遺伝性疾患とされた人や障害のある人に対して、本人の意思に基づかない不妊手術がおこなわれました。ひとことで言ってしまうえば、差別を根底として、障害者の性と生殖に関する健康／権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）を暴力的に奪い、人としての尊厳を否定する行為であったなと強く思います。

国民優生法から優生保護法へ

1940年（昭和15年）、ナチスドイツの遺伝病子孫予防法いわゆるナチス断種法といわれていますけど、それを手本に国民優生法ができました。

悪質な遺伝病の素質を持つ人には、



子孫を残さないように不妊手術を促す。あるいは健全な素質を持つ人に対しては、多産を奨励して不妊手術や妊娠中絶を厳しく制限する。そういうことを決めていた法律です。

しかしながら、当時は、戦争に勝つために、兵隊さんをたくさんつくらなければということで、人口増強策が強力に進められた時代です。また、社会の基盤として家制度があり、子孫を残すことがとても大切にされていましたので、子種を絶つという不妊手術に対する社会的な抵抗も大きかったですね。そのため、1948年までの不妊手術の総件数は少ないものでした。強制断種の規定もありましたが、事実上凍結されたため、国民優生法のもとでは強制不妊手術は1件も実施されていません。

一方、それまで医師の裁量に任されていた医学的理由による妊娠中絶も当局により厳しく監視され、中絶した女性や医者が刑法で検挙されるということもありました。

もともとは国民優生法は、純然たる優生断種法として設計されたのです

が、結果としては、優生を目的とした不妊手術は少ししか行われずに、むしろ中絶禁止法として機能したわけです。

敗戦を迎えて、食糧難、住宅難のなかで、海外からの引き揚げや復員の人々がどんどん帰ってくる。それにともなってベビーブームになるということで、一転して、人口の過剰が問題となってきます。

国は、人口の増加を抑制するために、中絶の合法化など産児制限を進める必要に迫られたのですが、そこで問題にされたのが「逆淘汰」ということです。「逆淘汰」とは優生学でよく使われる言葉ですが、人口が増えるのを防ぐために、避妊や中絶などの産児制限をする必要がある。ところが、そうすると優秀な家庭ではこれを用いるけれども、「劣等者」の家庭では、欲望のままに子どもを作るので劣等な子孫ばかりが増え、結果として、民族全体の質が低下してしまう。そういうふうに当時の為政者は考えました。したがって、産児制限を進めるならば、同時に、不良な子孫の出生を強力に防止する手立てが必要だとされたわけです。

1948年には戦前の国民優生法よりも、より差別的で、優生学的な色合いの強い優生保護法が成立しました。条件付きで中絶を合法化する一方で、国民優生法では認めていなかったハンセン病を理由とした任意の不妊手術や中絶が認められました。また、強制不妊手術が合法化され、実行に移されてい

きました。

こうして、敗戦後の「民族復興」のための優生政策が強化され、その主要な方策として強制不妊手術が位置づけられたのです。

優生保護法のもとで強制的な不妊手術の三つの形

優生保護法のもとでの強制的な不妊手術には、三つの形がありました。

一つ目は、優生保護法第4条、第12条に基づいて実施された、本人の同意を要さない不妊手術です。4条では、遺伝性疾患とされた人に対して「公益上必要」と認めるときには、お医者さんが申請して各地方自治体の優生保護審査会が認めれば、本人の同意がなくても強制的に不妊手術を行なうことができると規定していました。12条では、遺伝ではない精神疾患あるいは知的障害者に対しても、保護義務者の同意と審査会の決定によって不妊手術ができると定めていました。しかも、国からの通知によって、本人が不妊手術をイヤだと言った場合でも、縛り付けたり麻酔薬で眠らせたり、あるいは「これは盲腸の手術だよ」とだまして手術を行ってもよいとされていました。

二つ目に、表面上は本人の同意に基づくとされたものの、実質的には強制的な状況下で実施された不妊手術がありました。第3条では遺伝性疾患やハンセン病の場合、本人と配偶者の同意を得て不妊手術を行うことができると



規定していました。しかしハンセン病の場合は、隔離政策のもとで結婚の条件として不妊手術を受けさせられる、あるいはもし妊娠した場合には強制的に堕胎をさせられて、それと同時に不妊手術を受けさせられたということが元患者さんの証言で明らかになっています。

遺伝性疾患の場合も拒否することが非常に難しい状況のもとで、同意を迫られた場合も多かったのではないかと思います。最近になって聴覚障害の人たちが、手話の使用が禁止される中で、何の手術か理解できないまま手術を受けさせられた経験を語り始めておられます。

三つ目に、優生保護法が認める範囲さえ超えて、法が認めていない方法や理由で行われた、本人の自由意思によらない不妊手術がありました。障害者に子産みや子育ては不可能という著しい差別・偏見に基づいて、あるいは月経の介助負担を少なくすることを目的に、障害女性に対する子宮摘出や卵巣と子宮の同時摘出、あるいは卵巣への放射線照射がおこなわれました。

具体例

不妊手術がどのようにおこなわれたのかについて詳しくお話していこうと思います。

1957年宮城県生まれの佐藤由美さん（仮名）は、1歳のときに口蓋裂の手術で用いた麻酔が原因で、知的障害になりました。ですので遺伝性ではありません。

ところが1972年12月、15歳のときに「遺伝性精神薄弱」と診断名をつけられて地元の公立病院で強制不妊手術を受けさせられました。また、手術による組織癒着で、30代で卵巣を摘出するということになりました。

宮城県に対して、手術についての自己情報の開示請求をしたところ、宮城県が持っていた「優生手術台帳」のなかに佐藤さんの名前がありました。本人が強制不妊手術を受けたと訴えられて、それが公的な資料で証明されたのは初めてだったんですね。そこで、昨年1月、子どもを産むことを選ぶ基本的人権を奪われたとして、国に謝罪と損害賠償を求めて提訴されました。

北三郎さん（仮名）は1943年宮城県で生まれ。生後すぐにお母さんが亡くなり、3歳のときにお父さんが戦争から復員してきて再婚。家族となかなかうまくいかず、孤独感からいたずらや喧嘩にあけくれて、13歳のときに教護院（現在の児童自立支援施設）に入所します。1957年、14歳のときに、施設の担任の先生に、「体に悪いとこ

ろがあるかもしれないからみてもらおう」と県立病院に連れていかれました。医者の説明もなく、ベッドに寝かされて手術を受けた。手術後一週間近くは腰が立たないほどの激痛が続いた。一か月後に先輩から「あの手術は子どもを産めなくさせる手術なんだ」と教えてもらって初めてそれが不妊手術だとわかった。同じ施設に入所していた人で、少なくとも3人が受けさせられたと話されていました。

28歳で結婚したものの、周囲から「どうして子どもができないのか」と言われ、妻が黙って下を向いている姿を見ると心が非常に痛んで、結婚するんじゃなかったとそればかり思い詰めていたとおっしゃっていました。

5年前にお連れ合いが亡くなられたんですが、その直前に、病室で「実は不妊手術を受けさせられたんだ」と打ち明けて、心から謝罪をしたとおっしゃっていました。

昨年1月に佐藤さんが提訴されたというニュースをみて、初めて、彼は自分が受けた手術が優生保護法に基づ



12月13日朝日新聞



く不妊手術だったんだと気づかれました。宮城県に情報開示請求をしたけれども、文書保存期間が満了し廃棄したと通知がきました。

北さんが手術を受けられた1956年から57年は、全国的にも強制不妊手術が最も多くおこなわれた時期です。児童施設に收容された子どもたちが、いわゆる犯罪予備軍とみなされ、不良な子孫の出生を防止するという事で手術の対象にされたのではないかなと考えます。

法が認める範囲を超えた、本人の意思に基づかない不妊手術

優生保護法では、第2条で不妊手術の方法について、生殖腺を除去することなしに生殖を不能にする手術と定めていますし、第28条では、レントゲン照射（放射線照射）を禁止しています。しかしながら、優生保護法が認める範囲を超えて、不妊手術がおこなわれました。

5年前に亡くなられた佐々木千津子

さんは、実名と顔を出して、卵巣への放射線照射を受けたことを訴えてこられました。17歳か18歳のころ、千津子さんの障害が理由でお姉さんの縁談が破談になりました。それを知った彼女は、これ以上、家にいるのが辛くなって施設入所を決断します。しかしながら、施設の職員に「自分で生理の始末ができないなら、入所できない」と言われたのです。仕方なく、今の広島市民病院で「痛くも痒くもない手術だ」ということで、卵巣への放射線照射を受けさせられました。1968年、20歳のころです。

放射線照射を受けた後の体調について、「確かに痛くも痒くもないものでしたが、後遺症が残って胸やけや吐き気がひどくて、下腹部の痛みや神経痛に悩まされた」と話しておられました。放射線被ばくによる健康障害に加えて、卵巣機能を急速に奪われたことで強い更年期障害が一度にどっと襲ってきたんですね。彼女は、60歳過ぎても全身が痛い、痛いと訴えておられました。お医者さんからは、女性ホルモンがずっと低い値だったので骨の代謝が悪く、全身に重度の骨粗しょう症があるせいだと言われたそうです。

これまで、強制不妊手術の被害者の方達の話聞いてきて思うのは、若い時に受けた手術がその後の人生に、非常に大きな重荷を課しているということです。子どもを産み育てる経験のはく奪だけじゃなくて、手術の後遺症のために、晩年にいたるまで様々な体調

不良に苦しんでおられます。特に、強制を伴うような措置の場合には、著しい屈辱感を引きずっておられたり、「女性として、人間として無価値になった」「自分の中心を失った気がした」とお話になられる方もありました。個人として、女性としてのアイデンティティのゆらぎというものをも引き起こしていると思います。

羊水診断の登場による視線の転換

次に、強制不妊手術の問題がそのまま現在につながるテーマとして、出生前診断についてお話しします。

1950年半ばから高度経済成長の時代に入った日本では、その経済成長を支えるために、国民の資質の向上が目指されました。財政拡大に伴い、障害者施設が拡充されたり、重度障害者を収容する「コロニー建設」があちこちで進められましたが、障害者への養護対策が拡張してくると、今度は財政負担が大変だという声があがってくる。そして、福祉コストを削減するために、障害児の発生を防止すべきという声が浮上してきます。



このような流れのなかで、1966年に兵庫県から始まった「不幸な子どもの生まれたい運動」が全国に広がって、行政主体の障害児出生防止キャンペーンが繰り広げられました。このなかに組み込まれる形で普及したのが、1968年に、日本に初めて導入された羊水診断です。

妊婦さんのおなかの羊水を取って胎児の細胞を調べ、障害のあるなしを診断するという方法です。それまでは「不良な子孫」の出生を防止するために、強制不妊手術という形で、障害のある子を産むかもしれない親に向いていた視線が、出生前診断という技術が出てくることで、今度は胎児に直接注がれるようになった。視線が転換するわけです。

1970年以降、各自治体の障害児出生防止対策に羊水診断が取り入れられていきました。これに対して、出生前診断に基づく選別の中絶は、障害者を本来あってはならない存在とみなして、生存権を否定するものだというところで、「青い芝の会」をはじめとする障害者運動が非常に強く反対しました。産む産まないの自己決定、あるいは中絶の自己決定を求めた女性運動に対しても、胎児に障害があるということを経済的理由に中絶する、そういう選別的な中絶も女性の自己決定権の一つなのかと非常に強い調子で問いかけを行いました。女性運動はこれを受け止めて、話し合いを重ねて、障害者運動との共闘を模索していきます。

このように1970年代のはじめの障

害者運動は、出生前診断およびその結果による選別的中絶というのは、国家や社会による優生学の実践であり、障害者差別であるということをはっきりと主張しました。また、出生前診断というのが、個人の自己決定という形で行われる、そういうふうな形の優生学をも含むものだというふうに指摘した。その意味は非常に大きいと思います。この時期の障害者運動から発せられた優生思想への強い批判は、その後の出生前診断に対する社会や医療側の対応に非常に大きな影響を及ぼしました。

このような歴史的経緯を背景に、日本では、出生前診断の開発や一般医療としての普及には、欧米に比べて、慎重で抑制的だったといえると思います。ところが、2010年頃から、出生前診断の実施件数も急激な伸びを示すなど、今、新たな局面をむかえています。

商業ベースでの命の選別

2010年代以降、遺伝学的な検査技術が爆発的に進展しました。

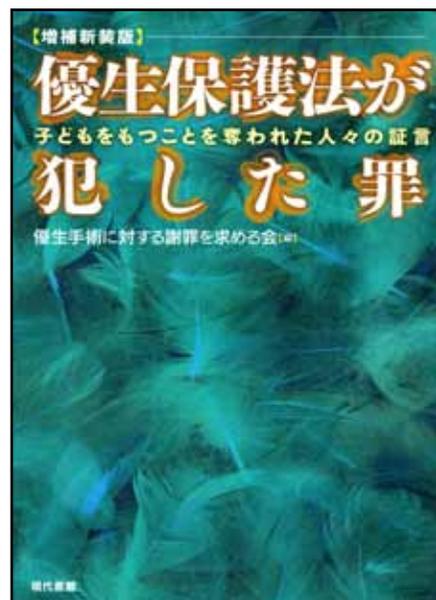
NIPT（母体血胎児染色体検査）という新型出生前検査は、妊婦さんの血液のなかに含まれる胎児のDNAを直接検査します。ダウン症などの3種類の染色体の変化について可能性を調べる検査です。妊娠10週という早い時期から相当高い精度で検査できるということです。

日本では2013年4月から臨床研究として15施設で始まりました。実施

にあたって強調されたのが、女性あるいはカップルの「自己決定」でした。しかしながら、検査を受けるかどうか、胎児に障害があるということがわかったときに、妊娠を継続するか否かという女性やカップルの意思決定というのは、実は、社会が障害者あるいは障害児をどのように受け入れているかということに大きく左右されると思います。

まだまだ、障害児やその家族へのサポート体制も十分とは言えない、いまだに根強い障害への差別・偏見も存在する。一方で、障害のある人達が地域の学校に通い、家族や周囲の人達と豊かな人間関係を築きながら、様々な社会活動を担っておられるという事実は、なかなか伝わっていません。

あるいは、現在、出産や育児をめぐる不安はたくさんの妊婦がもっています。そういう社会的な困難を背景に生み出されるさまざまな不安というの



が、時として、胎児の障害に対する不安にすり替えられて、肥大化しているのではないのでしょうか。そのような中で、簡便で母子に安全な検査があるよと勧められればどうでしょう。自己決定は、周囲から方向づけられているのではないのでしょうか。

羊水検査を受けて胎児に染色体の変化があると確定した方たちのうちの9割以上が人工妊娠中絶を選択したとされています。

新型出生前診断への一般医療への移行というのは、出生前診断の商業化へのスタートです。今後、国内外の検査会社が競争して参入してくる。あるいは産婦人科クリニックが患者さんへの医療サービスの一環として、検査技術を取り入れていくとなれば、「お客」を呼び入れるために妊婦さんに過剰な不安を抱かせるような宣伝も行われるなど、商業ベースでの生命の選別が始まるのではないかと懸念しています。

私たちがどのような社会を目指すのか

優生保護法がなくなった今でも、精神障害や知的障害を理由に不妊化措置を強要される実態も聞いています。

強制不妊手術を正当化した考え方が、現在急速に進行する出生前診断などの「命を選別する技術」の開発や普及に直接つながっているのではないかと思います。

障害のある人の誕生そのものを予防するのか、あるいは、多様な人々との

共生をめざすのかが改めて問われているのではないかと思います。

今も、産むことを強く求められる人と産まないほうがよいと言われる人、待ち望まれる命と生まれるべきではないといわれる命の線引きは歴然としてあると思います。

相模原障害者殺傷事件で、加害者は「障害者はいないほうがいい」と言ったわけですが、ネット上にはその言葉を肯定するような書き込みがある。あるいは、最近、国会議員がLGBTの人たちに対して、「生産性のないものに税金を投入する必要はない」という発言をし、それを支持する発言もあった。

強制不妊手術が投げかける問題というのは、決して過去の問題ではないということを強調して話を終わりたいと思います。

※最も具体的にお話いただいた飯塚淳子さん（仮名）の事例を紙幅の都合で割愛せざるを得ませんでした。飯塚さんの事例はセンター情報紙に掲載していますので、ぜひご一読ください。協会HPからご覧いただけます。<http://jinken.la.coocan.jp/jyohoushi/jouhoushi83.pdf>

人権文化のまちづくり講座

ヘイトスピーチ裁判から考える複合差別

2月13日（水）18:30～20:30

お話：李信恵さん（フリーライター）

会場：豊中人権まちづくりセンター

問い合わせ：（一財）とよなか人権文化まちづくり協会

世界人権宣言 70 周年記念豊中集会

一人芝居「人の値打ち～たまちゃんとはるちゃん」

11月22日、世界人権宣言 70 周年記念豊中集会が豊中人権まちづくりセンターで開催されました。劇団石のきむきがんさんをお招きし、「人の値打ち～たまちゃんとはるちゃん」を演じていただきました。

親友を亡くし、社会の現実^{トル}にぶち当たりながらも、部落差別と懸命に闘い生きるある女性の半生を描いた一人芝居に多くの人が涙を流し、「差別はあかん！」という思いを理屈ではなく肌で感じる事ができた時間だったように思います。上演後のきむさんの挨拶とアンケートをご紹介します。

脚本・演出・主演：きむきがん

スタッフ：こんきじゃ・ふあんゆぢゃ

劇団石^{トル}のきむきがんと申します。今日はご来場くださってありがとうございます。カムサハムニダ。

今日は三人で滋賀県からやってまいりました。私は在日朝鮮人3世です。今回、「人の値打ち～たまちゃんとはるちゃん～」というお芝居を上演させていただきましたが、本当に身の引き締まる思いでこの作品に今回も向かいました。

この作品は2014年に滋賀県のある被差別部落の人から依頼を受けて作りました。私は在日朝鮮人3世ですから、被差別部落の被差別経験に関しては当事者ではありません。けども、この痛みとかくやしきとかやるせなさというのは、役者として理解でき

るんじゃないだろうかと思ひまして、いろんなところにあつましく出かけていき、上がり込み、お茶を飲み、お菓子をもらってお話を聞いて、一生けん命勉強してこの作品を作りました。

出てくるエピソードの半分は事実です。ああいうてた、こういわれたというのは、当時者の方から聞いた言葉、そして台本ができてそれを見ていただいて、また訂正をもらって、またみて



もらって、そういうことを繰り返してできました。

だから私が、在日朝鮮人3世というきむきがんといい俳優が、この舞台のうゑに一人て立っておゐますが、これはたゝさんの諸先輩方のお知恵をいただいて、ご指導のもとに作った作品だと思つて、なかなかええ作品やないかと自負しておゐます。(会場から拍手)

痛みを乗り越ゑるために私たちはひとりひとり、自分のハードルを下げ、いろいろなことを妥協しながらつながつていかなければと思つておゐます。

日本に暮らす私たちが在日朝鮮人にとつてもそのことは毎日の宿題です。「こんちくしょー」と思ふことばかりやのに、顔で笑つて「アンニョンハセヨー」とあいさつをして出ていく。

部落の人たちがどんな思いでやってきたかと思つると、本当に胸がいたいばかりですが、それでも私たちは人間なので、差別は人間によつて作られたものやから、絶対人間によつて解決できると信じています。頑張つていこうとおもつています。

夢ばかり食つても生きていかれへんといふこともよくわかつています。

でも私は舞台の上で、芸術を通して表現者として、あきらめないで頑張つていきたいと思つています。今日は大変な状況のなか、こんなにもたゝさんの人が見に来てくださつて本当に感謝の思いでいっぱいです。今日、こうしてみなさんの前でさせていただいた舞台を糧に、また次もいい作品を、そ



して心の通つた作品を謙虚に熱く豊かな仕事を、確かな仕事を心掛けていきたいと思つています。コマッスンミダ!

【アンケートより抜粋】

○いろいろな差別事象を本で読んだり、講演会で聞く機会はありませんでしたが、今回演劇(一人芝居)は、それらと同様、強く胸に残り、差別を許さない気持ちが又改めてわいてきました。ありがとうございます。

○今日は本当にありがとうございます。自分の中にある意識を問い直しながら、振り返りながら、そして正しい知識を学びながら、人とのつながりを考えていきたいと思つていました。お疲れさまでした。ありがとうございます。

○差別の悲しさ、痛み、その他諸々のことすべてが詰まつた本当に心震わす劇でした。表面的には差別が減ってきたような世の中ですが、まだまだ人の意識の中には差別意識はあるのではないかと思つます。

○差別のない社会を一人一人の意識をもち、つくつていきたいものです。



生命の奪われることのない一人一人がかけがえのない生命をもって生きていける世の中でありたい。感動いたしました。熱演で！たまちゃん本人と思うくらいでした。ありがとうございました。

○とても良かった。真実が語られているので、大変心に訴えるものがあり、たくさん学ばせていただきました。ありがとうございました。

○差別に対しての熱い思いをしっかりと受け止めて、日々しんどくて、苦しい思いも抱えながら、でも、差別は命も奪う。人と人を切る。だから負けん生きていかな。差別はおかしいってクラスの子、クラスの仲間づくり、いろんな大人たちに伝えて、共に考えていきたいです。

○ありがとうございました。とても素晴らしいお芝居でした。涙が止まりませんでした。部落差別について学校などで学んだことがないのですが（寝た子を起こすなという意見もあります）、差別の歴史、人々の痛みの歴史をきちんと受け継いでいくべきだと感じました。

センターこども園の入り口に「人の世に熱あれ 人間に光あれ」の石碑があり、

子どもから「何て書いてあるの？」と聞かれます。上手に伝えられるよう、私自身も学びを深めたいと思いました。

○人権教育が小学校、中学校でしっかり行われなければいけないと思う。「従軍慰安婦」の芝居も観たいと思った。

○とても素晴らしいお芝居でした。一人で演じているのに何人もの人が見えてきました。キムさんすごいです！おかしいことはおかしい。自分の立場、活動できるところでしっかり実践していると思います。大きな力をもらった気持ちでいっぱいです。ありがとうございました。

○素晴らしい公演、熱演でした！あつという間の一時間半でした。在日コリアン3世の方が、部落差別の劇をなさって、きむきがんさんご自身は部落差別の当事者ではないけれど・・・とおっしゃっていましたが、根底にある差別の問題（社会の問題）や思いは、共にあるのだなと思いました。たまちゃんのように活発な解放運動はしていませんが、日々、身の回りでたたかおうと思います。ありがとうございました。

○もりだくさんの中身をわかりやすく情熱的に演じておられた。生々しい事実のつらい積み重ねだが、明るくユーモアもまぜこみながら、結婚の話については泣いた。在日の方が演じておられるのにも大きな意味を感じた。

○泣いてしまいました。きむきがんさんの熱演（もちろん脚本の中身も！）に感動しました。本当にありがとうございます。ヘイトスピーチは許せません！何とかしなければという思いでいっぱいです。

○胸がいっぱいで何と言っていいかわかりません。

さいごのきがんさんの言葉、「人間が解決できる」ということに希望が持てました。

○忘れてしまっではいけない。

何がおかしな事なのか、見抜く力を育てていきたい。次世代へ伝えていきたい。素晴らしい舞台をありがとうございました。

○すばらしい時間をありがとうございました。ひとりひとりがかけがえのない尊い存在で、大切な命だということを改めて感じ、涙がポロポロとこぼれました。私は「生まれてくる時にだれも持っていない差別という意識」は、人によって作られたものだから、人によって解決したり、やめることができるということが印象に残っています。

生まれた地域も肩書も関係なく、「人はお互い尊敬しあって生きていくこと」が本当に大切だと心の底から思いました。

何もできないかもしれませんが、まずは知ることからそして気づき、できることやるべきことに取り組んでいきたいです。

【出演情報】

きむきがん 演劇ワークショップ

3月2日（土）

14時～15時30分

演劇体験を通して、自分自身を解放していきましょう！

定員：40名（事前申し込み優先）

費用：無料

一時保育：2月22日までに要申込。

1歳から小学3年まで。ひとり540円。

申込：電話、窓口、webフォームで受付

会場：とよなかすてっぷ

（豊中市玉井町1-1-1-501）

主催：とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ

電話：06-6844-9773

ひとり芝居「キャラメル」

3月30日（土）

18時開演（17時30分開場）

会場：龍谷大学アバンティ響都ホール
（JR京都駅八条口）

上演協力券

一般：2000円 学生：1000円

※小学生以下は入場不可

主催：日本軍「慰安婦」問題を記憶・継承する会京都

龍谷大学矯正・保護総合センター

後援：京都新聞

問い合わせ：kiokukeisyo@gmail.com

詳しくは劇団石、またはきむきがんさんのフェイスブックをご覧ください。

新聞切り抜き帖

赤紙一枚で戦争に繰り出されるような時代は二度とごめんだ!

重本 洋輔【事務局】

アジア太平洋戦争の開戦日にあたる12月8日、大阪の難波で戦時中の「召集令状」(いわゆる赤紙)を模した真っ赤なチラシが配られた。これは毎年12月8日に「この日が何の日か」を多くの人に知ってもらおうと、女性団体などが中心となり、全国的におこなわれている取り組みで、チラシには「二度と夫や子どもを戦地に送ることがないよう平和を守ろう」「憲法9条を守ろう」といった配り手の女性たちの思いが込められているようだ。

しかし、そういった思いや取り組み

とは裏腹に、他国の脅威や抑止力の強化を煽り、憲法9条を改正し、日本を「戦争のできる国」にしていく動きも続いている。

ここ数年は特に顕著で、これまでなら「まさかそこまでは…」と思えていたようなことが現実になりはじめており、つい最近でも防衛力の整備・強化を名目に護衛艦いずもが空母として改修されることが決定した。一応は「多用途運用護衛艦」で災害派遣などにも使えるそうだが、事実上、日本は攻



【2018年12月8日朝日新聞】

撃型空母を保有することになる。そして、この先も何が起こるか全くわからない。それこそ、赤紙一枚で戦争に駆り出され、国のために命を投げ出すような時代が再びくるかもしれない。「大袈裟」でも「過剰反応」でもない。「平和のため」や「日本を守るため」などといった言葉でいつまでも誤魔化されてはいけない。

僕は戦争がどんなものかも、戦時下

の暮らしがどんなものかも直接は知らないが、そんな時代は二度とごめんだ。だから「気がついた時には手遅れ」「こんなはずではなかった」という事態になってしまわないよう、「恒久平和」と「改憲反対」の声をしっかりと上げていくなど、自分のできることをやっていきたい。

豊中地域

人権フェスタ「ひまわり」

12月4日、第五中学校の体育館において各学年の人権学習や生徒会の取り組み発表の場である、人権フェスタ「ひまわり」が行われました。

生徒会からは、みんなで集めたペットボトルのキャップで制作した「夢バトン」に込められた「はみごをなくそう」という思いの詰まった壁画「ひまわりんの夢バトン」が紹介されました。

1年生はボランティア体験学習、車いす・アイマスク・手話・点字・インスタントシニア・リバティおおさかの6つのコースに分かれ「ともに生きるとは・・・」というテーマで体験などを通じて学んだことを発表しました。

2年生は職場体験学習、41の事業所で労働を実際に体験し、働いている人たちとの触れ合いを通して、あいさつや言葉づかい、時間を守ることなど「社会人としてのマナー」そして「働

酒井 留美【事務局】



く」意味などを学んだことを発表しました。

3年生はそれぞれのクラスの良いところや課題、学年として卒業に向けてどう進んでいくのかというテーマでクラスを表す漢字、学年がめざす漢字を考えました。

学年漢字は『輝』。卒業まで、誰もが良かったと思えるくらいキラキラ輝いていこうという意味です。

『信』みんなが信じあえる仲間であ

るように安全に楽しく過ごしたい。

『華』華のある学年、最後にきれいな花になるを漢字と言葉で表現し、進路や仲間、繋がることや思いやりの心など気持ちのこもった発表でした。

最後に3学年全体で「未来につなげる夢バトン」の合唱がありました。

「はみごをなくそう」という思いのこもった「夢バトン」をしっかりと受け取れた人権フェスタでした。

蛍池地域

年末のコンサートでほっこり!

12月8日に「もちつきのつどい」を開催し、たくさんの地域の方々にご協力していただき、もちつき体験や試食などもあり、地域の交流の場になりました。

また、12月24日には「まちづくりコンサート」が蛍池人権まちづくりセンターで開催されました。

今回もお天気が良く、120名程の方々に参加いただき、会場が満員になりました。

今回は「冬の夜」をテーマにした曲の演奏で、バイオリンやチェロなどの弦楽器や、フルートやクラリネットなどの管楽器に、ピアノとチェンバロという楽器もくわわっての演奏となりました。総勢20名程の演奏家による演奏で、サクソ奏者のSwingMASAさんの演奏もあり、みなさん聞き入っておられました。

このまちづくりコンサートは、蛍池駅前を拠点に活動されている、イタリア生活文化交流協会「サビーナ」を中心に、「個人の尊厳」を大事にしながら、

福島 智子【事務局】



自分たちもお互いを認め合い、演奏する曲も、作られた時代背景や作者の思いなどを一曲一曲伝えながらの演奏です。その背景には、女性の自立や迫害されてきた人たちの思いなど、良く聴く曲でも、改めて背景を聞くと「こんな背景があって作られた曲なんだ」と知ることが出来ました。

小さな子どもも、一緒に聞いてもらえるので、最近子どもと一緒に参加する方も増えています。

参加は無料です。お時間があれば一度のぞいてみて下さい。

○編集後記○

◆「平和」とは何だろうか。子どもたちが元気に楽しく笑って遊ぶ声が響き渡る、それこそが「平和」ではないのだろうか。広報とよなか7月号には「子どものかがやく未来を応援」という特集ページが組まれている。大人の都合で子どもの居場所をなくしてどんな未来が生まれるのか。私には輝きのかけらすら見えてこない。その場しのぎのいい加減な屁理屈は到底理解できないし、その説明で子どもが未来を思い描けるとも思えません。◆6月の地震、9月の台風の猛威は凄まじいものでした。台風の被害で我が家も停電しました。小一時間ほどで電気がつくかなと勝手に思い込んでいましたが、復旧までに一日半を要しました。青木さんとは地震の数日後にお話する機会がありました。「コーヒーを入れてね、さ、朝の連続テレビ小説！と座ってたらグラッと揺れてねえ」とそのときは笑って話したけれど、やはり自然災害は特に弱者を襲います。普段の地域住民との関係性や防災意識のあり方を改めて考えさせられました。◆テレビやラジオからはことあるごとに「平成最後」「平成最後」という単語が流れてきます。聞くたびにイライラ。あまりにしつこいので「平成最後って、何の意味があるんですか？そればっかりいうのんやめてください」とFM局にメールを送りました。2019年の新年一般参賀の参賀者数は15万4800人だそうです（宮内庁発表）。元号が終わるならまだしも「平成」が終わるだけでなぜこんなにも騒ぐのでしょうか。騒げ騒げとまくしたてられている気がして仕方ありません。桑高さんのように「この人も差別されてるのになあ」と思いながら皇居に向かった人は果たしていたのでしょうか。2019度は「天皇制と部落」がテーマの特別講座を企画・立案中で

す。◆土砂投入について岩屋防衛相は「国民のためだ」と言っていましたが、その国民という言葉のなかに「沖縄」は入っているのか疑問です。安倍さんは「県民のみなさまに寄り添いながら」と言いますが、寄り添うどころかもたれかかってぶつかって押し倒しているに等しい。議員の不祥事や失言があるたび、口では「謙虚に、謙虚に」といつつも、異なる意見に耳を傾ける気配はありません。私たちにできることはまだまだあるはずです。◆利光さんのお話は、重要な内容がたくさんで、どこの部分を削るか本当に悩みました。貴重なお話をしていただいたにもかかわらず、参加者のアンケートには目を疑うような記述がありました。人権を考える活動の拠点である人権まちづくりセンターが主催の講座で、堂々と差別的な意見を書く人がいるということは、この建物が差別に対しての抑止力や人権啓発の役目を発揮できていないのではと思いました。センターのあるべき姿が問われています。◆決して大きいとはいえない体で、頭のとっぺんから足のつま先まで、全身を使っただけの演技は圧巻の一言でした。代表作である在日コリアンの100年の歴史を描いた「在日バイタルチェック」の上演は130回を超えているのに対して、「人の値打ち」は20回ほどだそうです。部落問題に対する忌避意識を感じますが、きむさん同様、自分の立ち位置で自分ができることをしっかりやり遂げていきたいです。◆昨年は「獄友」「焼肉ドラゴン」「タクシー運転手」「1987ある真実の闘い」「愛と法」ひとり芝居「キャラメル」「人の値打ち」など。たくさんの映画と演劇に触れることができました。くじけそうになることのほうが多いですが、さまざまな問題について一緒に考える機会を模索しています。本年もどうぞよろしくお願いたします。（森山）

人権相談をご利用ください

1. 人権ケースワーク事業 (豊中市からの受託事業)

●定例相談

とき：月曜・水曜・金曜日の9時～17時

ところ：蛍池事務所（蛍池人権まちづくりセンター内）

電話：06-6841-2315

●出張相談

とき：第2、第4木曜日の13時～15時

ところ：豊中市役所第2庁舎1階広聴係

2. 人権相談 (自主事業)

とき：月曜日～土曜日、事務所開設時（9時～17時）に随時受付

ところ：豊中事務所（豊中人権まちづくりセンター内）

電話：06-6841-5300

mail：bwz37306@nifty.com

●編集：発行

一般財団法人

とよなか人権文化まちづくり協会

豊中市岡町北 3-13-7 豊中人権まちづくりセンター内

TEL：06(6841)5300 FAX：06(6841)6655

HP：<http://jinken.la.coocan.jp/>

E MAIL：bwz37306@nifty.com 郵便振替：00960-8-153806

蛍池事務所 TEL:06(6841)2315 E MAIL:bpazk307@tcct.zaq.ne.jp